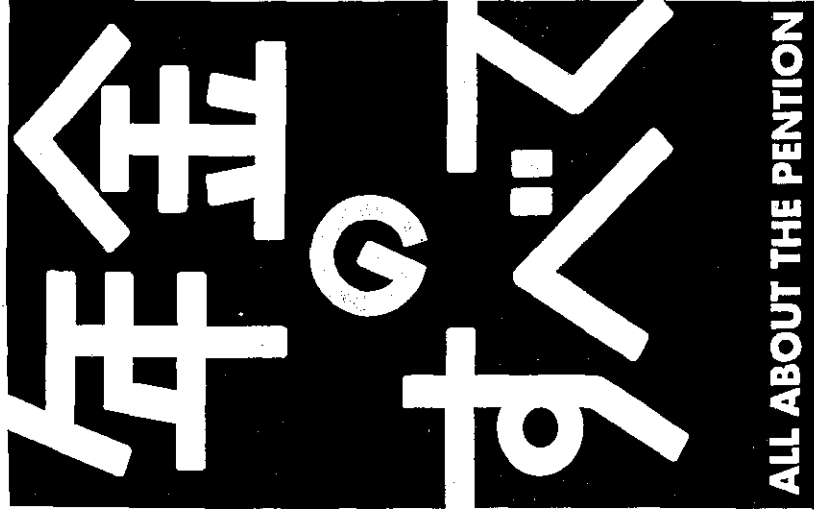


1 「年金のすべて」

宮武 剛（埼玉県立大学教授）

2 「年金改革には育児支援の視点を」

永瀬 伸子（お茶の水女子大学大学院助教授）



埼玉県立大学
教授

宮武 剛
GO
MIYATAKE

- ◇801万～1000万円 約13%
- ◇1000万円以上では 約10%

とりわけ首都圏や関西圏など大都市の私立大学に、自宅外から通う場合は、費用も跳ね上がる。東京地区私立大学教職員組合連合の調査によると、

首都圏で下宿する私立大学1年生の98年4～12月末の費用は、1人平均で約322万円。

内訳は、

- ★入学金や授業料など大学納付金が約125万1800円
- ★仕送り9カ月分で114万2000円
- ★住居費55万5200円
- ★交通費等を含む受験費26万8400円

大学生の多くは、せつせとアルバイトもしている。だが、教育費の重さは中流家庭の家計を破壊する。子供2人を送り出せば、破産は間違いないのだ。

存学中の総費用は、自宅から短大へ2年間通う最低ケースでも約420万円、下宿して私立の医科系に6年間学ぶ最高ケースでは何と約3600万円を越す(図表8の2参照、生命保険文化センターのライフプラン・データブック、99年6月)。

こんな窮状を放置したまま「少子化」を嘆く無策をいつまでも繰り返すのか。

注1 総務庁統計局の同年10月1日時点の推計。

注2 国立社会保障・人口問題研究所の97年1月の中位

推計。

注3 国民金融公庫の98年度「家計における1年間の1人当たり在学費用」

2 年金の積立金を財源に年間50万円、無利子・長期返済の奨学資金を

21世紀にふさわしい事業として、「若者皆奨学生」制度を発足させたい。

高校生から大学院生まで、専修学校や各種学校も含めて、生徒・学生1人につき年間50万円限度を無利子で貸し出し、20年返済にする。

公的年金の全体で、200兆円近い積立金を活用すれば、当初で毎年度最大4兆円の融資財源は楽に確保できる。

各制度別の積立金は、

- ◇厚生年金 136兆円
- ◇国民年金 10兆円

(いずれも2000年度見込み)

- ◇国家公務員共済 8.1兆円
- ◇地方公務員共済 33.7兆円
- ◇私学共済 2.8兆円

(いずれも99年3月時点)

それぞれに奨学金を受ける加入者の子弟数に応じて拠出すればよい。

親の世代も、若者の世代も、この制度の創設によって教育費の重圧を軽減され、「公的年金」への関心を高め、年金制度のありがたさを実感できるようになる。

絵空事ではない。スウェーデンなど北欧諸国の多くで、大学を卒業するまで授業料など、いっさいいらぬ。財源を租税に求めるか、社会保険の仕組みに求めるか、の違いだけだ。

● 4兆円で800万人の学資をまかなう

生徒・学生数は、約846万人である。

◇高校・全日制の411万人、同・定時制28万人、高校専攻科0.8万人で小計約440万人。

◇高等専門学校6万人、短大38万人、大学245万人、大学院19万人の小計308万人。

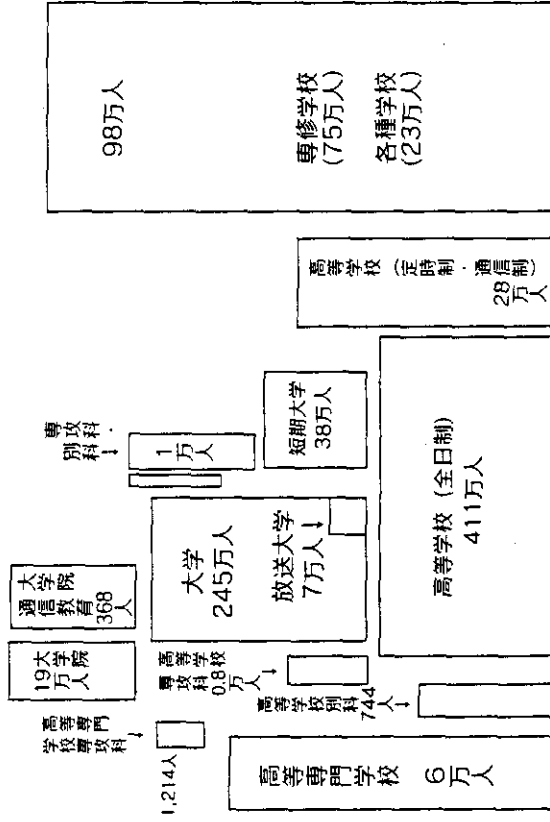
◇専修学校75万人、各種学校23万人の小計の98万人。

◇総計約846万人 (図表8の3参照。99年度学校基本調査速報、97年度社会教育調査等)。

高校生、大学生、短大生、専修学校生などによって、また、国公立や私立により授業料はさまざまだが、1人当たり年間の貸出限度額を仮に50万円と設定する。

約846万人のうち800万人が奨学金を申請・受給すると多めに見積もる。全員が限度いっぱい約500万円の年間50万円を受けると仮定しても、50万円×800万人＝年間4兆円の融資財源で済む。

図表8の3 奨学金の対象者



資料 99年度「我が国の文教施策」(文部省)。

公立高校では、年間50万円もの授業料はいらぬ。返済無用の奨学金制度を受ける若者たちもいる。逆に、私立の高校、大学に進学すると、入学金・授業料は限度額を超え、医系や理工系の私立大学の学資は跳ね上がる。一律50万円限度ではない柔軟な設計を考える。

すでに高校、大学は少子化に直撃され始め、先行き20年近く生徒・学生数は確実に減少していく。物価上昇や学費値上げに伴い限度額を引き上げても、最大年間4兆円以下の財源で維持できるだろう。

高校3年、短大2年、大学4年などと在学期間は異なる。ただし、留年や留学する例も少なくない。医学部の学生(6年、研修期間を含めると8年)や大学院進学者は長期にわたり学ぶ。それでも高校や大学を卒業して働き始める若者たちから奨学金

の返還が開始され、二十数年後には大半の融資金は戻ってくる。財源がかさむのは最初の5～6年だけだ。

金融機関の救済に湯水のごとく税金を注ぎ込み、そのほとんどは焦げ付き必至であるのを考えれば、はるかに有効で回収もしやすい。

「年金福祉事業団」（2000年度末に廃止）には、「教育資金貸付」制度がある。厚生年金の加入者で学生1人当たり限度額100万円、国民年金の加入者で同50万円と、入学時の一時払いに充てる程度にすぎない。利子は年2.3%かかる（99年10月時点）。事業計画額は99年度で139億円にとどまる。

日本最大の奨学金制度を持つ「日本育英会」は、99年度で約65万人に3781億円を貸し出す。大学生で最高年額120万円（月額10万円）と、水準は高い。

事業団の制度を発展・解消させ、育英会の制度の方は、新たな奨学金の上乗せ機能にできないか（注4）。2階建ての公的年金制度と同じように“基礎奨学金”の上に加算される形になる。

若者すべて“奨学生”の理念で

貸し付け条件は「16歳から20歳代後半までの生徒・学生」とする。また、保護者や保証人と20歳以上の学生は「公的年金の加入者」であること。それが融資の担保でもある。また、返済しなかった場合の罰則も年金制度にからめて後述する縛りがかかる。

無利子なら、お金持ちの子弟も奨学金をもらい、払わずに済んだ教育資金を「投資してもうける」との批判が必ず起きる。それは奨学金を、困窮家庭に対する支援策と考えるからだ。現に日本育英会の奨学金貸与は「経済的理由により修学困難な者」としている。

新たな制度は、次の時代を担う若者すべてに適用される「奨学金」という理念を打ち出す。保護者や保証人に対する「所得・資産調査」は実施しない。

浮いた教育資金を投資に使ったり、レジャーに費やしたりするケースは防ぎようがない。公的年金は「老後の基本的な生活保障」という位置付けだが、億万長者も保険料さえ払い続ければ、受給できる。大企業の社長も同様である。年金をどう使っているか、などと問い詰めない。

貸与も返還も年金の加入者を条件に

卒業・就業者は原則20年分割で少しずつ奨学金を返還する。高校、大学を通じて奨学金を限度額いっぱい受け続けた若者の返済額は、

◇50万円×7年間＝計350万円

高校時代だけ借りた若者の返済額は、

◇50万円×3年間＝150万円

大卒は月額1万4600円弱ずつ、高卒は同6250円ずつ返す計算になる。

20歳以上の学生は「国民年金」への加入が義務付けられてい

る。ただし、2000年度から卒業・就業までの猶予制度がスタートした（第3章の3=96ページ参照）。後払いの保険料に加え、初任給で奨学金の返還は難しい。月に数千円程度から返し始め、次第に返済額を増やすようにする。あるいは返済期間を最初から原則25年にして、もっと楽に返せる設計にしてもよい。

返還しない不心得者が必ず出るに違いない。それを防ぐ仕掛けも年金制度に盛り込む。

民間企業に勤め始めた場合は厚生年金、公務員や私学の教職員になると共済組合、自営業であれば国民年金に入る。それぞれの制度の加入・資格条件に「奨学金の返還」を付ける。企業や団体が返還を促してくれる。

早期の返還には、わずかでも返済金の減額を設ける。もちろん失業、低所得、障害で働けない場合には猶予あるいは免除される。国内や海外で奉仕活動や社会的貢献する若者には返還金の減免も考えたい。

■親も子も年金のありがたさを実感できる

この奨学金は、自分が親になった場合にもありがたい存在になる。

大学、高校を卒業してから20年経過して、奨学金の返還を終えるころには40歳前後になる。結婚・出産が早い場合は、ちょうど第一子が高校に進学する時期に当たると。事実、総務庁の「家計調査」では40～50歳代前半の世帯で教育費は、平均でも家計の6～10%に達する。

この時期に、今度は自分の子供たちが奨学金を受けられる。

その際、親たちが公的年金の保険料を支払い、奨学金を返済（完済あるいは返還中）しているのを、制度利用の条件にする。

年金が教育費の悩みを軽減する制度になれば、加入拒否者や滞納者は減少するに違いない。徴収の強化に大金を投じるより、ずっと効率的な勧誘になる。

ライフサイクルの中に「年金」が組み込まれ、親の世代も、子の世代にとっても、「年金」は身近な存在になる。「世代間の仕送り制度」「社会的な親孝行」などと説教するより、奨学金が年金制度の大事さを具体的に教えてくれる。

第1章で述べたように、公的年金制度は「巨大な疑似家族」を形成して、子や孫の世代は、祖父母や親の世代を支え、自分たちが老いた時には、より若い世代に支えてもらう。しかし、保険料を延々と原則25年払い込んで、やっと受給権が生まれ、60～65歳にならないと受け取れない。長い懐妊期間が最大の弱点である。

「若者皆奨学生」制度は、この欠陥を補う機能を果たすだろう。「無利子」で貸すのは、確かに年金財政にはマイナスだが、やがて制度にもっと大きな実りをもたらす。どうしても無利子融資のマイナス分が気になるなら、保険料をほんの少し引き上げたり、逆に年金の給付水準を若干下げることが議論したい。世代を超えて人材の育成に取り組みむ社会事業のため、それぞれに痛みを分かち合うのだ。

「厚生年金」「国民年金」の積立金は、長い間、大蔵省の財政投融資に全額を預け、厚生省が、その一部を借り出して自主運用や融資事業に充ててきた。

それが、ちょうど2001年4月から完全に「自主運用・自主融資」に切り替えられる。大蔵省の統制からはずれ、自由に使う道を考えられる絶好の機会だ。しかも、これまでの融資は、全国各地の保養基地の建設・維持や、特定の有料老人ホーム建設で膨大な焦げ付きを残した(第3章「年金の運用」も大きく変わる)101ページを参照)。

過去の重い教訓を生かし、公的年金制度が協力して「若者皆奨学生制度」創設を検討してほしい。

注4 日本育英会の奨学事業は1943(昭和18)年の創設から98年度まで56年間に約567万人に総額3兆7596億円を貸与した。財源は、卒業の返還金に加え、無利子奨学金は政府からの借入金、有利子奨学金には財政投融资金を充てる(年利3%を上限として、財政投融资の借入利率との差額は国の補助金で埋める)。
有利子奨学金の貸与月額は大学、短大、専門学校の場合で3万円、5万円、8万円、10万円の選択制(99年度)。

3 最大の危機は、「制度への不信」と「世代間の対立」

筆者が質問項目づくりからかわった第19回「高齢社会」全国世論調査の回答は、予想を上回る「年金制度への不信」を示

した(注5)。

年金制度の将来に「非常に不安を感じている」人が47%、「多少は不安を感じている」人も38%、合わせて計85%に上る。年代別では、不安感は30~50歳代で92%と高く、20歳代でも84%。

性・年代別では、女性30歳代の95%が最高で、男女とも30~50歳代では9割を超えた。

年金という御興の、まさに「担ぎ手」の中軸に不安感が広がる。

何に不安なのか。ひとつだけ挙げてもらった。

「国が年金を維持できなくなる」 44%

「今より年金額が減る」 31%

「支給開始年齢が引き延ばされる」 14%

「保険料が高くなっていく」 10%

無回答 1%

年代別では、

「制度の維持が困難」と答えたのは20~40歳代で5割を超えた。やはり担ぎ手の中心世代である。

「支給額の減額」に不安なのは、20~40歳代で2割台、50歳代の3割から60歳代では5割に近づく。

「支給年齢の引き延ばし」との回答は、20~30歳代で13~14%、40歳代の18%、50歳代の21%と増えていき、60歳代では1桁に落ちた。

世代別にくっきり不安感に差が出る。

すでに受給したり、引退を意識し始めた世代は「年金の減

年金改革には育児支援の視点を

永瀬 伸子

年金改革についてさまざまな議論がでている。しかし現役の保険料と引退世代の年金額の折り合いをどうつけるかというのが主な論点であり、年金制度の中に次世代の育成負担をどう評価し取り組むべきか、という視点での議論はほとんどされていない。しかし賦課方式をとる限り、年金は子どもや孫世代からの贈り物であり、子どもの育成費用を勘案することは議論上不可欠だ。第3号被保険者（非就業の妻の保険料免除の是非）をめぐる議論も、子ども育成に対する時間・金銭の出資というより幅広い視点で行われるべきだろう。本論では、育児負担と公的年金制度との関連を取り上げ、改革の素案を考えたい。

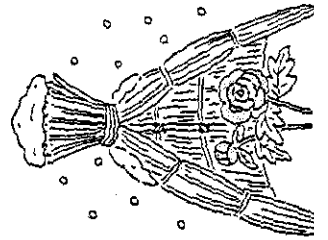
古い家族観のもとでの年金制度

すべての男女が必ず子どもを持ち、夫が主に働くこと

料水準と、世帯としての受給年金額をどれだけにとが、経済の活力や福祉上望ましいかという問題する。ところが、男女の未婚率が上がり、子どもない男女が増えている。出産数の減少は昨年末に「五つの選択肢」として示した問題の前提をい崩しえる。

五つの選択肢は、現行維持のA案（高齢化のトについて、厚生年金のモデル年金三三・一万円、率三四・三％）、年金水準を引き下げるB案からD案（モデル年金二〇・一万円、保険料率三〇％）、モデル年金一八・六万円、保険料率二六％、D案の年金一三・九万円、保険料率二〇％）、公的年金の基礎年金のみとし二階部分は積み立て方式の案または個人年金にゆだねるE案からなる。わずかの改正によって厚生年金の満額支給を六五歳に上げるスケジューリングが決定された。この改正が通れ

- (7) 金子宏「所得税における課税単位の研究」付記
筆者は「個人用の税率表と夫婦用の税率表の二つを設けて既婚者には個人単位主義と夫婦単位主義の選択を認めるのが適当である」と考える」一一七頁
『女性の能力発揮促進のための税制あり方研究会報告書』財団法人労働問題リサーチセンター 一九九五年
品川芳宣「租税理論からみた配偶者控除是非論の検証」(七) 税理一九九七年五月号(下) 六月号「配偶者控除があることの方が女性の多様な生き方を保障することになるものとも考えられる」「配偶者特別控除を廃止し、フランス型の家族除数制度ないしアメリカドイツ型三分二乗方式を採用すべきものとも考える」三三頁
- (8) 片山信子「所得税制と世帯形態」調査と情報 一五二号一九九一年
増井良啓「諸外国の税制」前掲注7 一三〇頁
「三三三」一「配偶者控除なんかいらんない？」の書 時報一九九四年六六巻二二号一二〇頁



ク時の保険料率は二六・一%（現状のC案である）で足りる「はず」であった。ところが、一九九二年、一九九七年と人口推計見直しは下向きに改定され、それが今回の大改革案に結びついている。今後出生率がさらに落ち込めば、当然ながら改革が必要となるだろう。

「子ども」が将来の年金給付財源を生んでいるのに、「子育て」という形での年金会計への出資を年金保険料水準の算出にまるで考慮していないために計算違いが起こる。子育てをしているグループとしていないグループとで年金保険料水準を変えるなどすれば、どの程度の差にすべきかについては難しい問題があるものの「子育て」をしない男女の増加はこれほどに計算を狂わせなくなるだろう。

子どもによる扶養の国家版

従来は「子どもによる扶養」が一般的な高齢期の過ごし方だった。これが大きく変わるのは一九八〇年代後半頃からである。表1の通り、労働省「高齢者就業実態調査」によれば一九八三年には六五～六九歳階級の女性の四割が、生計の手だてに子どもを頼っていたが、十年後の一九九二年には二五%に減少、かわりに「配偶者が主

これは高齢期にも自分の生計費を自分で稼ぐ元気な高齢者が増えているためではない。実際高齢女性の健康状態の自己認識は五歳程度若返ってはいるが、男女とも就業率に大きい変化はない（男子は一九七〇年代から低下傾向、バブル期を境にやや反転、女子はほぼ横ばい）。子どもによる扶養の国家版である公的年金受給者が増えたため、子ども世帯から独立できる高齢者が増えたものと考えてよからう。実際年金受給額の多い夫婦ほど子どもから独立し夫婦二人で暮らしていることが実証分析でも示されている（高山・有田（一九九六）、永瀬・高山（一九九七））。

年金制度のフリーライダー

現行の年金制度は国による強制的な世代間扶養を制度化することで老後の不安を取り除き、老後の独立を高齢者に確保した。子どもを持たなかった人も、子どもが離反した者も、老後の不安から解放された。一方子どもも、親から口出しをされたり親の面倒を負うてはいけないという負担から解放されつつある。物分りの良い親が増えているのは、親の生活が子どもと独立に営めるようになってきていることと無縁ではないだろう。ところが時代

な生計主が増加し四割となった。これに伴い子ども同居する高齢者は減少し、六五～六九歳階級の高齢女性は一人家族（たぶん高齢夫婦の世帯）が四人に一人が三人に一人にと増加した。

表1 高齢女性の生活の主な収入源、および同居家族数の変化 (%)

	55～59歳		60～64歳		65～69歳	
	1983	1992	1983	1992	1983	1992
主に自分の収入	22.4	21.1	19.7	20.4	16.9	22.6
主に配偶者の収入	58.3	65.9	44.0	58.8	31.1	42.8
主に子どもの収入	13.0	6.3	27.8	12.9	41.5	24.2
同居家族数 1人	8.7	6.3	10.8	9.2	13.8	13.6
2人	31.7	32.9	35.4	38.7	25.8	34.3
3人	22.0	26.3	14.1	20.1	11.5	12.7
4人以上	37.6	32.5	41.8	32.1	48.9	38.5

（各年調査を100%としは算出、主な収入源の代わりの欄は掲載していないので100%とはならない）

（出所）労働省「高齢者就業実態調査」各年

はもう一歩進みつつある。「老後のために」子どもを育てる必要がなくなったことが子ども数を減らしているのではないだろうか。

子どもを持つ理由として、経済学は「喜び（消費財）」、「老後の支え（投資財）」とを考える。投資財とは、幼いうちにはコストがかかるが、親が暮らせるところに生産活動をはじめ親の生活費用を稼ぐという意味である。ところが公的年金の充実によって、家族の中では子どもの投資財の側面が薄れてきた。老後は子どもをたよりにしない、できない、という社会常識が一般的になってきている。ところが国家規模で見れば子どもの役割は変わらない。老後の資金を稼ぐのは依然若い世代である。子どもを育てる私的負担は軽減されていないが、子どもの投資財としての収益は、年金制度を通じて社会全体に漏出しており、私的な見返りは「喜び」のみと化している。このことが、子どもの出生数を社会として望ましい水準より落としている。

「生涯独身でいるのは望ましい生き方ではない」と考える男女は年々減っており、先ごろ発表された国立社会保険人口問題研究所の「出生動向基本調査（平成九年実施）」では、四五%がこの考えにどちらかというところと反対だとした。ちなみに、私は授業で大学一、二年生二〇〇人にこ

の命題に対してどのような意見を持つか、自由意見を書いてもらった。賛成する者は、結婚を通じて成長できる、子どもの成長を見守りたい、一人では老後寂しいと思う、という意見が主であった。反対意見の者は、結婚は個人の自由だからこうした命題はおかしい、結婚によって自由な生活が侵害される、好きな人と出会いがあるとは限らない、という意見が主であったが、自由な生活を侵害される内容として、結婚するとお金と時間が自分のために使えなくなるという意見が少なからずあった。ここで注目したいのは、賛成派の中に、「老後寂しい」という意見はかなりあったが、「老後の生活費が不安だ」から子どもを持たなくてはという意見は全くなかった点である。大学生が親類縁者を見回して見て、老後の子どもの役割として、精神的ケア以上のものに気づかない点に注目したい。

ただ棄りをしようという意図はなくても、老後はどうにか公的年金でやっていけるだろうと漠然と考え、公的年金は保険料納付に対する当然の権利だと漠然と考え、結果として出賃以上に受け取るフリーライダーが生まれる構造が現在の年金の保険料、支給制度に内包されているのではないだろうか。

もちろん自分の子どもが特別であるのは、親の情である。子どもが純粋に社会的な公共財だということもりは毛頭ない。しかし子育て支援と年金支給は深い関連があることがもっと明示的に議論されるべきだ。公的年金制度が世代間扶養への参加を強制する以上、育児もある程度社会化しなければつじつまが合わない。

現行制度の持つバイアス

現行の制度は結婚と就業に対してどのようなバイアスを持つだろうか。共働きだろうと片働きだろうと中立的だというのが当局の見解だが、意図せざる歪みが発生していると私は考える。中年の夫婦を考えよう。確かに、夫二〇万円、妻二〇万円の月間雇用収入がある夫婦と、夫四〇万円、妻ゼロ円の夫婦とでは、年金保険料も年金給付額も同一である。しかし、同じ金銭収入であれば、妻の家庭内での働きを換算すれば、専業の妻がいる世帯の方がより豊かなはずである。この場合は共働き世帯の方が負担が重い。ただし年収が一三〇万円以内で働く妻となると別だ。妻の保険料が免除されるから「夫四〇万円、妻一〇万円程度のパート収入」は負担が一番軽い。しかし妻が本格的に働こうとすると（年収が一三〇万円を越

改革に向けて

少子化を前提とすれば「積み立て方式」へ移行すべきだという議論もある。しかし移行には時間がかかるだろう。このまま少子化傾向が続く中で本当に四〇年、五六年先の安心を、平均的な国民が確保できるのだろうか。代替リスクやカントリーリスクにさらされつつ海外資産からの収益で食べていく日本、その収益で外国人労働者を雇って介護を受ける日本というのが本当に我々（若い世代も含めて）の望む将来の日本なのだろうか。

その昔、子どもが主な私的投資財だったのは、銀行預金や株式、不動産よりも子どもこそが確実な投資だったからである。ノーベル賞学者のベッカーは、どの家庭もまず子ども投資を行い（まず子どもへの衣食住の供給教育を行い）、その後他の投資手段へと投資を行うのは子ども投資がもつとも生産性が高い（確実に高い利益を上げる）からであろうと演繹している。子ども投資の益を広く引退世代が受け取る社会保障を支持するならば子ども投資が起こりやすくなるための社会環境の整備、この制度の枠組み内に内包させることは必要条件なのである。私は、少子化対策を行うべきであり、その財源公的年金制度の中に求めることができると考える。

えると、国民年金の第一号被保険者として妻に年間一、万円程度の保険料納付義務が発生する。しかもこの分、老後の年金給付には何ら反映されない。この結果一三〇万円の壁は、子離れが進む中高年の主婦が、本格的に就業することを強力に抑制している。そのためパート、アルバイト労働市場がいつまでも低賃金で家計補助的労働者の市場にとどまっている。

現行の制度が抱えるもう一つの大きい矛盾は、子を望む世代にある。月収三〇万円の独身者と、無業の妻を伴った月収三〇万円の夫婦と比べると、年金上どちらが有利か。現行では社会保険料の負担は同額だが、独身者には老後は「被扶養者である妻の基礎年金」部分が支給されない分、独身者の年金受給額は、保険料に対して低い。無業の妻の育児負担などの貢献を一部考慮したと言えるかもしれない。しかし未婚者の現実の選択は、月収三〇万円の男とゼロ円の女による結婚ではなく、月収が同程度の男女（つまり例えば一人で六〇万円）の結婚である。つまり、子どもを持たず、月収六〇万円（あるいはそれぞれ三〇万円）で独立し、過剰なケースと、子どもを持ち、大方のように妻が無業となり世帯収入が三〇万円になるケースとが比較対象となる。子どもを持ちながらの就業や女生こからの負担が大きい、一方の難題と

五年後、パート再就職)による機会損失は、平成九年版の国民生活白書の推計では一億九千万円(一)と大変大きい。この差を埋める手だては年金制度でもあるいは他の制度でもほとんどとられていない。改正男女雇用機会均等法は女が男なみに働くことをむしろ要請するなど、少子化対策のはめ絵はバラバラである。

年金制度と子ども政策

―共働き子持ち夫婦をモデル年金の標準ケースに―

現行の年金制度に、もっとも多く出資しているのは、子どもを育て、かつ共働きで一人分の年金保険料も納める「仕事と育児両立」の夫婦である。とすれば「共働き子有り」が、もっとも有利となるよう、設計し直す必要がある。

私は改革案として、モデル年金の標準ケースを、現行の片働きから「共働き・子持ち夫婦」とすることを提案したい。現行のような第3号被保険者の保険料免除の恩恵は子ども育成中に限定する。加えて子ども育成負担をしていない者(独身者、DINKS夫婦を含む)と比べ、育児によって就業中断された者は、そのデメリットを年

金制度上補償する手だてを組む必要があるだろう。さもないと、出産・育児はますます魅力のないものとなるだろう。補償の方法としては、子どもを育成した夫婦の老後年金を手厚くする案は、受け入れられにくいだろう(老後の生活費は、子どもを育てた世帯とそうでない世帯で差は少ない)。とすれば、子ども育成世帯の子どもコストを軽減する方策を年金制度の中に入れ込み、一方子どもを持たない世帯の年金保険料を(他人の子どもコストを一部負担する形に)引き上げる方法が可能ではないだろうか。

具体的には、子どもを出産した世帯に、育児休業後、入園待ちなしに入れる質の高い施設保育を(実物給付でも保育切符でも)提供する。一方離職し自宅保育をする世帯に対しては、保育費用の半額くらいにあたる子ども手当てを年金制度の中から支給したらどうか。子どもが一定年齢(二、三歳程度か)に達した後は、手当ての支給をうち切るが、相当年齢(例えば十歳未満程度)に達するまでは、非就業の妻の社会保険料は免除する。加えて二階部分の年金は妻の就業(パートタイムであっても)とともに増加する設計とする。同時に例えば仕事も半分給与も半分といった新しいパートタイム市場作りなど、育児と両立する雇用制度の整備をする。パート、派遣など

の非正規の就業も雇用者の年金制度に取り込み、定額の年金保険料の納付を義務づける。インセンティブつけのためにも、年金保険料の支払と、老後の年金受給額が連動するよう設計する。

仕事と育児の支援策の投資利回り

この対策で、年金収支はどの程度改善されるのだろうか。一九九七年の日本の将来人口の中位推計では、最終保険料率はA案で三四・三%、高位推計程度に出生率が上がれば(一九九二年の人口の中位推計に基づけば)二九・八%、低位推計まで出生率が下がれば三七・六%と発表されている。将来の子ども数の差が、七・八%の保険料の差となっている。大変おおざっぱであるが、現在の厚生年金被保険者数約三三〇〇万人、平均標準報酬月額二〇万四千円で計算すれば、出生率の低下によって生じる最終保険料の差額七・八%は被保険者保険料一人あたりに換算すると年間二八万五千円の負担額にあたる。つまり全体では年間九・三兆円にあたる年金保険収入が、子ども数の低下によって消失したことにあたる。ちなみに中位推計は、一九八〇年生まれの子三%が子どもを持たず、このコホートの平均子ども数が一・六一人という

人口予測に基づいており、一方高位推計は(一九九二年人口推計の中位推計と大変近いものだが)、子どもを持たない割合が八・七%、平均子ども数一・八五八、低位推計は、一九八〇年生まれの子どもを持たない割合が三・四%、平均子ども数が一・三八人という驚くべき数字である。

換言すれば、有効な出生率回復策は、年金保険料上昇と同じ効果を生むのであり、年金会計からの子ども支援を正当化できる。先の子ども手当てにどの程度の財源が必要か概算してみた。ゼロ歳、一歳、二歳、三歳の保育コストを月額一五万円、一〇万、七万、六万(出産による離職・自宅保育者にはこの半額支給)と仮定すると、自宅保育の場合子ども一人あたりに支給される額は、三歳までで二二八万円、託児者は現物支給でこの倍額となる。託児される子どもの割合をゼロ歳から年齢別に二割、三割、四割、七割と仮におき、現在の年間出生数約二二〇万人で計算すると、子どものための手当ては、年間三・六兆円となり、現在の被保険者数で割れば一人当たり年間一・二万円程度の負担である。

育児と仕事の代替性の現状

先般、上場企業勤務の1100人ほどのインタビュー調査の分析をする機会があった(『少子化の社会・心理的研究』年金福祉総合研究機構委託事業)。現在の仕事を続けながら子育てができると考える者が、首都圏上場企業0.1に、ほぼ皆無であったことに私自身胸をつかれた。育児休業など制度は出来つつあるが、「あんな大変なことはやりたくない」、「自信がもてない」者が多い。大変さの中身は、上司や同僚への気兼ね、子どもの病気や残業に保育施設が対応しないこと、夫の非協力、子どもへの影響などであり、その負担をすべて母親が負うことにある。しかし子どもを持つことへの期待感が減少した証左はなかった(永瀬(一九九七))。首都圏では、「いつか大切に子どもを育てる」としつつ、結婚は(専業主婦になって良い相手に出会うまで)先送りされていた。しかし、仕事を辞めて専業主婦になる決断をする(つまり就業を継続した場合の生涯賃金の損失を補う)だけの将来性と所得見通しを期待できる男性に出会うことは、男女の賃金差の縮小とともに年々困難になっている。仕事と育児の代替性を緩和し、男女がより容易に育児と仕事を両立できる社会環境を整える抜本的な改革なしには、都市化

後の仕事が増えるから、育児休業者は白い目で見られる。育児休業者のいるセクションに代替要因分の補助金を支給するなど具体的な対策を考える必要がある。それ以上に離職した者の再就職待遇を改善する必要もある。例えばパート市場を、仕事の先行き見通しがある市場、本格就業へとつながりやすい市場に改革する必要がある。

男女の意識改革も必要だ。男性の家事や子育て、女性の就業が当然のこととして受け入れられないと制度は整備されず、育児負担は減らない。学校教育やメディアを通して情報を流してはどうだろう。「洗脳」だとして叱られるかもしれないが、家に母親がいることこそ望ましいという情報は日々流れてくる。しかし本当にこれが望ましい唯一の方法なのか、少子化の問題、密室育児、過剰な子どもへの教育などを見ると疑問に思う。合わせて家族の病気やプライベートな用事のための半日休暇の付与、役所の窓口の開き時間やPTAの開催時間を午後五時以降や土曜日を含めるなど社会常識の変更が必要だろう。

いずれにしても、賦課方式の年金制度は、明示的な家族政策と切り離せない。改革は、若い世代に対して、緊急に行う必要がある。

(ながせ のぶこ 東洋大学経済学部助教授)

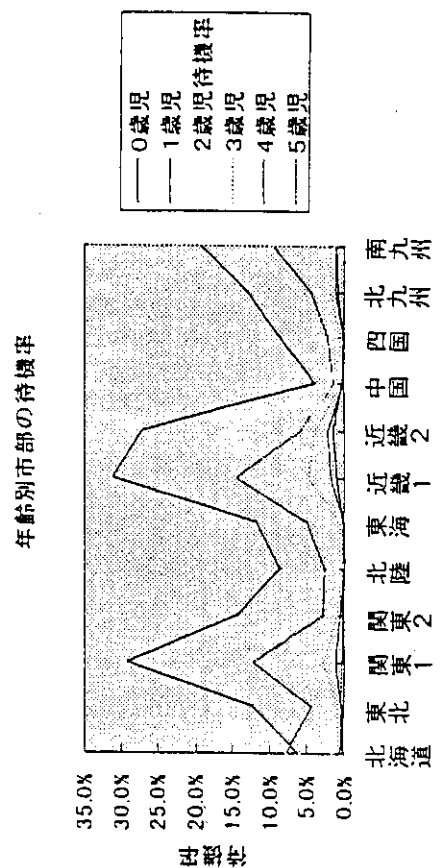
の進展と女性の高学歴化とともに出生率の低下は一層進むだろう。

この中で保育園一つとっても、対応は遅い。育児休業が中小企業にも義務づけられた一九九五年以降、育児休業明けの低年齢児保育の需要は大きく上昇したが、都市部を中心に供給が足りない。図1に「乳幼児保育実態調査(一九九六年実施)」から、市部の入園待ち児童が在園児童に占める割合を年齢別に示した。首都圏ではゼロ歳児は在園児童の三割程度が空き待ちをしている。枠の大きい四月の保育園入所に間に合わせるため、育児休業を早めに切り上げる例も多い。ちなみに、ゼロ歳児の保育園入園者は、一九九五年でわずか児童の三%である。そのようなわずかの枠の拡大にさえ時間がかかる最大の理由は、予算のつけ方と危機感の不足だろう。幼保を含めた保育の供給体制の改革を早急にする必要がある(永瀬(一九九八))。

また病時、夜間、一時保育等の需要も、三世帯同居の少ない都会では高い。このような需要に対しては、小規模保育や個人ネットワークづくりを促進するために認可保育に準じた助成や税控除等の措置が必要だろう。

もちろん保育は対策の一部であり、社会全体を変えていく必要がある。企業風土の改革は何より重要だろう。同

図1 児童年齢別に見た保育園入園児童に占める待機者の割合 (1996年、市、特別区)



【注】

- (1) どの程度低いかは、基礎年金部分に対して、報酬比例部分がどの程度大きいかによる。しかし子どもの教育費が一〇〇〇万から二〇〇〇万と言われることを考えれば、現行の年間七〇万円程度の年金受給額の差違は小さい。
- (2) この額には保育単価(国が定める認可保育園の保育コスト)を参考とした。現在ゼロ歳児で、一人当たり最高月額二万円程度である。もともとゼロ、一歳児について、国基準はコストをカバーしないとの指摘は多い。この結果低年齢児保育率を増やすほど自治体負担が拡大する構造があり、低年齢児保育率の拡大が遅れる一因となっている。なお保育料は自治体ごとに差があるが、国基準では第九階層(上から二番目)で六万円弱である。保育料が高いほど保育園の利用が抑制されることが永瀬の自治体別の分析から示されている。

【参考文献リスト】

永瀬伸子(一九九七)「子どもには手をかけるつもりなので結婚と出産を遅らせる」首都圏上場企業勤務女性を中SNとした育児観の分析の概要―「少子化の社会・心理的要因に関する調査研究報告書」(神宮英夫他五名、年金福祉総合研究機構委託事業)なお本論は厚生省大臣官房政策課監修、人口問題審議

会編集「人口減少社会、未来への責任と選択」一九九八年三月二二―三十三頁に一部掲載。

永瀬伸子・高山憲之(一九九七)「女性高齢者の専らしと年金受給が与える影響」日本労働研究機構「年金制度の改革が就業・引退行動に及ぼす影響に関する研究―高齢者就業実態調査による実証分析」日本労働研究機構調査研究報告書No.98、一九九七年三月九五―一五六頁。

永瀬伸子(一九九八)「保育所・幼稚園の利用実態と子どもへの公共政策―特集：子育てコスト、子育て支援コスト」発達達 Vol.19、No.74メネルプス書房三四―四三頁。

高山憲之・有田富美子(一九九六)「貯蓄と資産形成―家計資産のマイクロデータ分析」岩波書店

日本ILO協会月刊誌

世界の労働

ILO諸会議の報告、論文、調査報告、座談会、海外トピックス、随想など世界の労働に関する新しい情報を掲載！「海外婦人労働ニュース」欄は毎月、婦人労働研究会のメンバーが中心となり企画、担当しています。(購読料は年共年七、八〇〇円(税込))
お申込は日本ILO協会へ
TEL(03)32941334

今日の高齢女性の就業と年金

高橋 桂子

1. はじめに

私が小学校三年生の秋、父の転勤で名古屋から香川に戻ってきた頃、専業主婦の母が父に「外に働きにでたい」といつているのを聞いたことがある。父は即座に却下。主婦が外で働くなんてとんでもない、よっぽど給料が低いと思われる、といった理由だったと記憶している。それから徳島に転勤し、再び香川に。私が小学校六年生の頃だ。香川は主婦の就業率が高い(多くは農業・家族従業員者)。しかも姑が教員をしていたこともあって、香川に戻ってくると働きに出たい、専業主婦は肩身が狭いから、といった。父に働きに出たいという時、働きに出ます、とか、働こうと思っている、ではなく、働かせてほしいという口調だったことが幼かった私には不思議に思えた。母は大人なのに、なぜ子どもが頼むように父にお願いしなくてはならないのかしらと。

現代の高齢女性が外で就業する、雇用者として就業し

た経験がある、ということは、現在の目線で考えるほど当たり前なことではない。就業動機も必ずしも経済的理由だけではない。日中家庭にいと怠けていると思われてしまう、肩身が狭い、といった消極的理由もあろう。かといって、ある日から突然、正社員として責任ある仕事に就けるほど世の中も甘くないし就業機会も多くない。

一昨年から、労働省の外郭団体日本労働研究機構の研究プロジェクトに参加させてもらっている。そこでは高齢者の就業実態に関する個票データを利用できる機会に恵まれた。高齢者の生活実態はどうなっているのか、経済活動、家事労働や習い事などの生活時間配分はどうなっているのかなど興味はつきない。プロジェクトの共通テーマは年金と就業。私は高齢女性の就業に年金がどのようにかかわっているか、といった観点から分析した。

これまでの高齢者と年金の研究蓄積はその多数が男性を対象としたものであった。公的年金の制度設計自体も主婦は専業主婦であることを前提としているし、女性の

「女性と年金検討会」今後の日程（案）

- 第14回 平成13年11月 9日（金）
 時間 14：00～16：00
 場所 厚生労働省専用会議室（17階 専用18～20）

- 第15回 平成13年11月16日（金）
 時間 14：00～16：00
 場所 厚生労働省専用会議室（18階 専用22）

- 第16回 平成13年12月7日（金）
 時間 14：00～16：00
 場所 未定

- 予 備 日 平成13年12月14日（金）
 時間 14：00～16：00
 場所 未定